

令和6年度 第1回

東大阪市自立支援協議会全体会

資料集

運営規約の改定について	P 1
地域課題について	P 6
運営委員会	P 7
委託相談連絡会	P 8
ケア連絡会	P 9
当事者中心の会	P 1 0
専門会議④⑤	P 1 1

令和6年7月12日（金）

東大阪市自立支援協議会運営規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年東大阪市条例第2号）、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東大阪市規則第46号）その他別に定めがあるもののほか、東大阪市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の推進状況の点検及び進行管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 本協議会に助言をする者としてオブザーバーを置くことができる。

（ケア連絡会）

第4条 必要に応じて広域的な連絡調整を必要とする事例について、新たな資源の検討・開発を目的としたケア連絡会を設置することができる。

- 2 ケア連絡会は、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、福祉部障害者支援室、健康部保健所健康づくり課の担当者をもって組織する。

（地域別会議）

第5条 個別の事例への対応のあり方に関する協議、調整を行うために、協議会に地域別会議を置くことができる。

- 2 地域別会議は、委託相談支援センターが召集し、地域の実情に応じて開催したうえで、取り上げられた課題等についてケア連絡会に提出する。

（運営委員会）

第6条 ケア連絡会に提出された地域別会議等の課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会の委員は、別表2に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。

（専門会議）

第7条 継続した協議、調整を必要とする課題については専門会議を置くことができる。

- 2 専門会議は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。
- 3 専門会議の長は、会議の内容を事務局に報告する。

（関係者の出席）

第8条 協議会、ケア連絡会、地域別会議、運営委員会及び専門会議（以下「協議会等」

という。)は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(障害福祉計画策定等会議への出席)

第9条 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。

なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表が務める。

(守秘義務)

第11条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

相談支援事業者の代表

指定障害福祉サービス事業者の代表

東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表

東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会の代表

高齢介護等の関係機関の代表

中河内地域若者サポートステーションの代表

障害当事者又はその家族のうち市長が定める者

当事者中心の会代表

地域ケアに関する学識経験者

障害者を雇用している企業の代表

布施公共職業安定所業務部長

大阪府立東大阪支援学校長

大阪府立交野支援学校四條畷校 准校長

大阪府立たまがわ高等支援学校長

大阪府立生野支援学校長

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の代表

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長

東大阪市副市長

東大阪市都市魅力産業スポーツ部長

東大阪市福祉部長

東大阪市子どもすこやか部長

東大阪市健康部長

東大阪市教育委員会学校教育部長

オブザーバー

大阪府こころの健康総合センターの代表

大阪府東大阪子ども家庭センターの代表

別表2（第6条第2項関係）

東大阪市立障害児者支援センター
相談支援事業者（委託事業を受けている者）
指定障害福祉サービス事業者
東大阪障害児者福祉施設連絡会
東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会
高齢介護等の関係機関
中河内地域若者サポートステーション
布施公共職業安定所(障害者雇用担当)
東大阪市障害者就業・生活支援センター
東大阪市障害者就労生活支援センター
東大阪市就労支援ネットワーク連絡会
大阪府障がい者自立相談支援センター
大阪府東大阪子ども家庭センター
大阪府こころの健康総合センター
大阪府立東大阪支援学校(進路担当)
大阪府立たまがわ高等支援学校(進路担当)
大阪府立交野支援学校四條畷校(進路担当)
大阪府立生野支援学校(進路担当)
社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室
東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課
東大阪市福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課
東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課
東大阪市生活支援部東福祉事務所
東大阪市生活支援部中福祉事務所
東大阪市生活支援部西福祉事務所
東大阪市子どもすこやか部子ども見守り相談センター地域支援課
東大阪市健康部保健所健康づくり課
東大阪市健康部保健所東保健センター
東大阪市健康部保健所中保健センター
東大阪市健康部保健所西保健センター
東大阪市教育委員会学校教育部学校教育推進室
東大阪市教育委員会学校教育部教育センター

東大阪市自立支援協議会について(令和6年度)

自立支援協議会 全体会(年2回)

- ・運営委員会での議論、課題の報告
- ・市全体としての課題解決に向けた議論、助言、連携の強化
- ・市の障害施策に関する方向性の検討

- (構成委員)各機関の代表者・公募委員
- ・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
 - ・障がい児通所事業所連絡会・高齢介護関係機関
 - ・若者サポートステーション・障害者雇用企業
 - ・障害当事者・家族・学識経験者
 - ・公共職業安定所・各支援学校
 - ・社会福祉事業団・社会福祉協議会
 - ・東大阪市・オブザーバー

運営委員会 (年4回)

- ・地域課題の共有、課題の提案、優先順位付け
- ・課題解決に向けた議論
- ・集中的に議論する専門的な会議設置の判断
- ・専門会議の課題および参加者の選定
- ・専門会議の報告・進捗管理

- (構成委員)各機関の実務担当者
- ・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
 - ・障がい児通所事業所連絡会・高齢介護機関
 - ・就労支援ネットワーク・公共職業安定所
 - ・各支援学校(進路担当)・社会福祉協議会
 - ・東大阪市(労働・教育・こども・保健・福祉)

運営委員
は必ず参加

検討結果
の報告

専門会議

地域課題について解決策
を検討

- ・会議の参加者
テーマごとに運営委員の中から参加者と進行役を選定
テーマに精通した者を外部委員として招集
- ・課題ごとに一定の期限を設けて結論を出す⇒次の課題へ

地域生活支援会議

- ・地域移行に向けて対象者を抽出
入所施設との連携を実施
- ・重度障害者の地域生活に必要な
支援について関係者で検討

事務局会議 (隔月開催)

- ・自立支援協議会の開催の調整
- ・当事者のニーズや個別支援で充足されない問題
について権利擁護の視点から地域課題を抽出
(重要度・緊急度・実現可能性・取組効果などから
総合的に判断)

- (事務局)障害者支援室
基幹相談支援センター
委託相談支援センター
主任相談支援専門員連絡会

障害児者が普通に
暮らせる地域づくり

ケア連絡会

相談支援NW

当事者中心の会

各種会議・個別事例
等

地域別会議

当事者ニーズ
の把握

地域課題について

1. 重度障害者に対する社会資源の不足

事業者の数は年々増加しているが、重度障害者の受け入れ可能なところは少なく、全般的な介護・福祉の人材不足によりサービス調整も厳しい状況が続いている。障害福祉サービスは、重度障害者にも対応可能な専門人材の育成等、数から質への転換が求められている。

⇒昨年度末より「強度行動障害の支援」をテーマに専門会議を設置。

2. 精神障害にも対応した地域包括支援（「にも包括」）

精神障害の手帳取得者、サービス利用者が増加する一方で、令和5年度の委託相談事業（市内7か所）の再編では、精神障害に強い事業者が撤退するなど、支援力の充実強化が課題となっている。

3. 障害児関連施策

第3期障害児福祉計画では、重度障害児、医療的ケア児への支援拡充を目標として設定。令和6年度児童福祉法改正に伴い、「児童発達支援センター（＝はばたき園）」が地域における重層的な障害児支援の中核拠点として、インクルージョンの取り組み等を推進していくこととなった。レピラにおいて発達障害の療育サービス（PAL）の対象年齢拡大や、医療的ケア児に関するコーディネーター業務を開始。

⇒子どもすこやか部、福祉部、教育委員会、健康部にまたがる施策について、役割分担や窓口の整理が必要。

4. 地域移行の推進

第7期障害福祉計画における成果目標として、施設入所者の削減に引き続き取り組む。重度障害者の地域生活を支える人材育成や、地域の資源をつなぐ緊急時の連絡体制構築など、地域生活支援拠点の充実強化を目指す。大阪府において「地域生活促進アセスメント事業」がスタート。

⇒2か年に渡り実施してきた地域移行PTの終了を契機として入口会議の拡大版である「地域生活支援会議」を設置。参加事業者のすそ野を広げるとともに、人材育成のための補助事業活用等により、市全体の支援力強化を図る。

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 運営委員会 】

報告者（ 高島 世梨子 ）

参画機関・開催予定等

参画機関：東大阪市自立支援協議会運営規約別表2（第6条第2項関係）に掲げる機関等。

運営委員会：第1回 5月24日開催 年間4回開催予定。

事務局会議：5月9日、7月4日開催 年間8回開催予定。

今年度から主任相談支援専門員連絡会参加者も事務局会議に参加。

今年度の取組計画・目標等

- ・専門会議⑤強度行動障害について 令和6年3月5日第1回開催。
- ・東大阪市障害者就労生活支援センターが設立されたため運営委員会の委員に追加。
- ・今年度より医療的ケア児等コーディネーター事業が開始された。運営委員会でもコーディネーター事業の状況を共有する。
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを検討中の東大阪市こころの健康推進連絡協議会実務担当者会議との連動を意識する。
- ・ケア連絡会をはじめ、各地域の連絡会等と連携し地域課題の抽出に努める。
- ・主任相談支援専門員の役割について検討し、明確化する。
- ・地域課題の解決に適切な専門会議参加者を運営委員から選出し、議論をすすめ地域課題の解決に取り組む。

課題について

- ・終了した専門会議の成果物の周知状況や利用状況など進捗確認を運営委員会で丁寧に行う。
- ・運営委員会の活性化に取り組んでいるところだが、参加人数が多く議論する場にはなりにくい現状になっている。運営委員会で情報収集・情報発信いただき参加者で地域の現状を共有し、協議会に関わることで地域全体の支援力が向上するような会議体を目指していきたい。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 委託相談支援センター連絡会 】

報告者（ 小阿弥 学 ）

参画機関・開催予定等

参加機関：各委託相談（よりそいの丘、ルーチェ、わくわく、ぱあとなあ、つむぎ、アーバンサポート新喜多、ひびき）、基幹相談、障害者支援室 施策推進課

開催予定：偶数月の第3月曜日

今年度の取組計画・目標等

- ・主任相談支援専門員の研修を受けたメンバーで主任相談専門員連絡会を毎月開催。今年度より、委託相談支援センター連絡会の会長、副会長を主任相談専門員連絡会より選出。市内の相談支援事業所へのスーパーバイズや地域作りについて取り組む。
- ・毎月、委託相談が関わっている中から2事例を取り上げて事例検討を開催。グループスーパービジョンを行い、委託相談のスキルアップ、対応手法の平準化を目指す。
- ・隔月で委託相談支援センター連絡会を開催し、委託相談に関する連絡調整、課題の共有、グループスーパービジョンの場としていく。
- ・委託相談支援事業所、基幹相談支援センターの連携を強化し、地域別会議、相談支援ネットワーク等を活用し、指定特定、障害児相談支援事業所等に対して積極的に関わり、相談支援のネットワーク作りを目指す。

課題について

- ・委託相談としての経験が浅い事業所や、個々の相談員においても退職、異動等での入れ替わりもあり、委託相談全体で、スキルの底上げ、対応手法の平準化に取り組んでいく必要がある。
- ・絶えず新規の相談が入ってくることにより、相談件数が年々膨らみ続けていることに加えて、解決が困難で長期に渡って関わり続ける必要がある事例も少なくなく、現状の7か所の委託相談支援事業所での対応は逼迫している。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 ケア連絡会 】

報告者（ 八尾 有里子 ）

参画機関・開催予定等

令和5年度 参加機関

➤ ケア連絡会

基幹相談支援C、委託相談支援Cよりそいの丘、ルーチェ、ぱあとなあ、わくわく、つむぎ、アーバンサポート新喜多、ひびき（計7カ所）、委託発達障害相談支援Cーピュア、障がい児通所支援施設連絡会児童相談支援部会、施策推進課、障害児サービス課、健康づくり課（合計13～15名）等、年6回開催

➤ ケア連絡会 西、中、東地域別会議

地域担当の委託相談（西3委託、中2委託、東2委託）が企画・運営。基幹相談のバックアップあり。

西地域—6, 8, 9, 11, 1月開催、中地域—4, 5, 7, 9, 12, 1, 3月開催、東地域—毎月開催。

合同地域別会議は各地域1回ずつ開催（西は8月にゲートキーパー、中は1月にこども関連、東は11月に医療観察法に関する研修）

➤ ケア連絡会 相談支援NW

ケア連絡会メンバー（行政除く）、東大阪市指定特定相談支援事業所（対象76カ所）＋他市指定特定相談支援事業所（東大阪市内のサ計作成事業所）、就業・生活支援センターJ-WAT等を対象とし、年3回開催。

・第1回6月14日開催。39事業所48名参加。テーマは「日常生活自立支援事業について」

・第2回10月11日開催。37事業所49名参加。テーマは「児童虐待の現状と今後の支援について」

・第3回2月14日開催。25事業所36名参加。テーマは「ひきこもり支援と保護者の支援」

今年度の取組計画・目標等

➤ ケア連絡会

各地域で開催されている地域別会議、児童相談部会、委託発達障害相談センター等からの報告を共有、整理を行い相談支援NWの企画・運営（相談支援NWで地域課題が抽出できるテーマの検討等）

➤ ケア連絡会 西、中、東地域別会議

地域特性を生かした会議の開催と地域ネットワークの構築。

➤ ケア連絡会 相談支援NW

相談支援専門員としてのスキルアップ、情報共有、つながりを軸にした相談支援ネットワークの構築と地域課題の抽出。地域課題→専門会議→相談支援NWでのフィードバック（意見交換）の実施。

課題について

➤ ケア連絡会 西、中、東地域別会議

地域の特性に応じた関係機関への呼びかけ（地域とのつながりの強化）

➤ ケア連絡会 相談支援NW

参加事業所増に向けた実務に即した企画（知りたい、困っている等参加者の声を反映する企画）

※R6年度第1回は6月12日に就労系サービスをテーマに開催（43事業所57名が参加）

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 当事者中心の会 】
報告者（ 地村 貴士 ）

参画機関・開催予定等

参加機関 当事者メンバー、委託相談（つむぎ、あいん、ばあとなあ）、基幹相談、障害施策推進課

開催状況 毎月第3月曜日 15:00～17:00 レピラ会議室とZOOMのハイブリッド開催

4/22、5/13、6/17（以下予定）7/29、8/19、10/21、11/18、12/16、2/5、3/18

9/30「第14回車座ワークショップ」講師：尾上浩二氏（内閣府障害者施策アドバイザー、DPI日本会議副議長）

今年度の取組計画・目標等

- 通常会議を年10回開催予定です。（会場とオンラインのハイブリッド開催）
- ① 「車座ワークショップ」の開催 ② 「バリアフリーにしていくための取り組み」
- ③ 「障がい者が働くことに向けて」 ④ 「防災の取り組み」
- 「防災に関して」地域福祉課と連携し、地域の防災訓練に中心の会メンバーが参加し始めています。そこでの気づきを踏まえ、今後、避難所運営マニュアル等へ意見提起していきたいと考えています。
- 車座ワークショップを年二回開催予定です。9/30は内閣府障害者施策アドバイザーの尾上浩二氏を講師に招き、「大阪府福祉のまちづくり条例」についての講演と中心の会メンバーとの意見交換をして頂く予定。
- 「障がい者が働くことへの取り組み」に関して
「重度障害者就労支援事業」がR5.10月からスタートしています。重度障害者の就労の機会が増えることをめざし、中心の会としても制度運用を見守っていききたいと考えています。

課題について

- 「選挙における合理的配慮」に関して
・ 昨年度の車座ワークショップ開催や東大阪市選挙管理委員会との意見交換を通して、市が取り組んでいる選挙時における合理的配慮や当事者からの要望なども色々見えてきました。今後の選挙に向けて、合理的配慮についての周知を兼ねて、選挙管理委員会の方に障害者施設で出張講演してもらいたいと考えています。
- 「防災の取り組み」に関して
・ 地域の防災訓練に参加しているが、見る限り当事者の参加がない。中心の会メンバーが参加することをきっかけに、当事者参加や障害者の避難生活について地域でも議論が進めば嬉しい。現在は、相談事業所にも呼びかけ、力を借りながら、当事者参画を進めています。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

- ・ 「スクラムオフィス」3年間の成果
- ・ 東大阪市選挙管理委員会と取り組む今後の合理的配慮
- ・ 市の防災関連事業の今後の進め方と地域防災取組への当事者参画

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 専門会議④ 就労 】

報告者 (下出 達也)

参画機関・開催予定等

8/30、9/28、11/14、12/15、2/2、3/19 実施

事業所連絡会・施設連絡会・就労支援ネットワーク連絡会・当事者中心の会・障害児通所支援施設連絡会・就労継続支援 A 型事業所・支援学校進路担当・学校校教育推進室・教育センター・布施公共職業安定所・労働雇用政策室・委託相談・障害施策推進課・基幹相談・障害者就業・生活支援センターJ-WAT（進行役）

今年度の取組計画・目標等

実態調査として、①放課後等デイサービス ②相談支援専門員 ③就労継続支援 A 型事業所及び B 型事業所それぞれにアンケート及びヒアリングを実施した結果、「就労移行をはじめとした社会資源が多くある一方で、情報の取得・発信が適切にされているか」「就労の可能性を広げるようなアセスメント・モニタリングの機会が提供できているか」「就労に向けたノウハウ向上研修について、行政を含めてより効果的に企画運営ができないか」等の課題が抽出された。

これらの課題に向けて、会議に参加した各機関、団体にて取り組める内容を協議。ケア連絡会からは、「相談支援ネットワークにて相談支援専門員と就労支援機関との交流の場をつくる」、就労支援ネットワークからは、「就労を検討した時に使用できる、就労を目指すうえでのフローチャートの作成」等の提案を受けた。それぞれの取り組みについては、自立支援協議会運営委員会等にて報告いただき、進捗や地域の状況の変化、新たに課題が生じていないか等を確認していく予定である。

課題について

今回の会議では就労に向けた実態の把握へと繋がったことは成果である。一方で、就労移行支援事業所が大きく減少する、就労継続支援 A 型事業所から B 型事業所への事業変更等、社会情勢の変化や報酬改定の影響にて就労系サービスの状況・課題は刻々と変化することが予想されることから、今回にとどまらず就労支援に関する状況の注視、検討はする必要があると思われる。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 強度行動障害専門会議 】

報告者 (坂本 諭司)

参画機関・開催予定等

参画機関：事業所連絡会、施設連絡会、委託相談支援センター、当事者中心の会、委託発達障害相談支援センター、障害施策推進課、自立支援協議会副会長、基幹相談支援センター (17名)

今年度の取組計画・目標等

- ・厚生労働省山根氏より強度行動障害に関する国の施策を知る。
- ・データを通して東大阪市の現状を知る。
- ・参画機関での受け入れ状況や他事業所の状況を共有し、今後の活動や課題を検討する。
- ・現在、受け入れをしていない事業所を含め、全事業所に状況を知るためのアンケートを実施しています。
- ・アンケートの回答分析後、課題を抽出し、その課題について進めていく。

課題について

東大阪市の指定取得事業所数として、行動援護 21 移動支援 192 短期入所 45 生活介護 76 共同生活援助 70 です。(他の事業もありますが枠の都合で上記のみに留めます)

これらの事業所数を見た時にどう捉えるかですが、指定取得事業所数と障害福祉を主として活動している事業所数はイコールではなく、その中で強度行動障害の方を受け入れしている事業所数は圧倒的に足りていないのが現状だと考えます。

この現状の中、まだまだ支援が大変な方＝強度行動障害とイメージされることも多いと思いますが、強度行動障害の支援対象者は障害支援区分の調査に併せて把握する行動関連項目を用いて判定され、一定の点数以上の方などとして決まっています。ですが、点数を満たしていたとしても受け入れ事業所がない、体制が整わないなどで強度行動障害の方として手厚い支援が行き届いていないのも現状だと考えます。

また、事業体系によっても課題は異なると考え、現在、全事業所向けに今後受け入れが可能か、どういった課題が解決されれば受け入れが可能か、そもそも受け入れを考えていないのかなどを聞きとるアンケートを実施しています。このアンケートの回答をもとに今後の活動を考えていきたいと思えます。

大きな課題としては国が示す通り、①支援人材のさらなる専門性の向上②支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方③日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策④状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方⑤こども期からの予防的支援・教育との連携⑥医療との連携体制の構築をもとに東大阪市の現状を照らし合わせ、早急なものから進めていきたいと思えます。

協議会(全体会)の場で委員に聞きたい内容

